

静岡県市町村職員年金者連盟慶弔等の事業に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）規約第5条に規定する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(慶祝品の贈呈)

第2条 慶祝は、会員が慶祝年齢に達したときに祝品を贈るものとする。

2 慶祝の方法は、毎年次の各号に掲げる年齢に達する会員に、その年の敬老の日に贈るものとする。

(1) 77歳（喜寿）

(2) 88歳（米寿）

(3) 99歳（白寿）

(弔慰金の贈呈)

第3条 弔慰は、会員が死亡した場合に弔慰金を支給するものとする。

2 弔慰の方法は、支部等からの連絡及び静岡県市町村職員共済組合に提出された書類等によって死亡の確認を行い、会員の遺族へ贈るものとする。

3 前項の規定による遺族がないときは、葬儀を行った者に対して弔慰金を贈るものとする。

(宿泊の助成)

第4条 宿泊施設利用助成は、会員が連盟の指定する宿泊施設を利用した場合に宿泊料の助成をするものとする。

2 宿泊施設利用助成の方法は、会員が次の各号に掲げる宿泊施設に宿泊を希望する場合、県連盟より宿泊施設利用助成券を交付するものとする。

(1) 宿泊施設相互利用協定書（昭和59年6月12日全共連福第158号）に同意した全国市町村職員共済組合連合会を組織する組合が経営する施設。

(2) 連盟が全国市町村職員年金者連盟を代理人として宿泊利用契約を締結した者が経営する施設。

(3) 連盟が宿泊利用助成契約を締結した者が経営する施設。

(広報紙の配布)

第5条 広報紙は、「連盟だより」と称し、連盟の予算、決算及び連盟の活動状況等を

会員に知らせるため配布するものとする。

(その他の事業)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要に応じ会長が別に定める事業を行うことができるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条から前条に規定する事業に要する費用は、連盟が毎年度の事業計画及び予算において定めるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成14年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第2条第2項の規定は、施行日前にすでに年齢に達している者及び施行日以後に初めて会員となり、改正後の同項に掲げる年齢に達している者については、適用しないものとする。

3 この規程施行日前に、すでに年齢99歳に達した者については、前項の規定にかかわらず、施行日後最初の敬老の日に百賀の慶祝記念品を贈るものとする。

(関係規則の廃止)

4 次に掲げる規則は廃止する。

(1) 静岡県市町村職員年金者連盟弔慰金規程(昭和49年3月12日制定)

(2) 静岡県市町村職員年金者連盟慶祝規程(昭和52年3月14日制定)

(3) 静岡県市町村職員年金者連盟宿泊施設利用助成規程(昭和55年3月13日制定)